

第 1 号議案： IPv4 アドレス移転制度改定の件

Pv4 アドレス移転制度の概要と施行予定日について承認を求める。

1) 移転制度の概要（案）：

IPv4 アドレス移転制度の対象アドレスを、APNIC が移転対象と認める IPv4 アドレスに拡大する。
改定後の移転制度の概要案は次の通り。

対象アドレス	<ul style="list-style-type: none">JPNIC 管理下の IPv4 アドレスAPNIC が移転対象と認めるレジストリ管理下の IPv4 アドレス (PA アドレス、特殊用途 PI アドレス、歴史的 PI アドレス)
移転元としての申請資格の範囲	<ul style="list-style-type: none">JPNIC と契約締結している組織(※1)APNIC が移転対象と認めるレジストリ管理下の組織
移転先としての申請資格の範囲	<ul style="list-style-type: none">JPNIC と契約締結している組織(※1) または 新規に契約締結する予定の組織APNIC が移転対象と認めるレジストリ管理下の組織
最小移転単位	/24
審議・確認事項	<ul style="list-style-type: none">国内移転：同意書の提出(※2)国際移転：審議（利用計画の提出）
移転手数料	<ul style="list-style-type: none">国内移転：徴収しない(※2)国際移転：移転先国内組織より 84,000 円(税込み)/件 徴収する。他のレジストリが課す手数料 は、申請者が直接負担する
移転履歴の公開	対象アドレス、移転元、移転先、移転年月日
その他	<ul style="list-style-type: none">移転先が指定事業者の場合は、PI アドレスから PA アドレスへの種別の変更が可能移転元・移転先間での個別の移転条件については、 JPNIC は関与しない

(※1)指定事業者、歴史的 PI アドレスホルダ、特殊用途 PI アドレスホルダが該当する。

(※2)他レジストリ管理下であったアドレスが国内に移転され、当該アドレスが国内で再度
移転される場合には、JPNIC 管理下の事業者間の移転でも審議（利用計画の提出）と
移転手数料が必要となる。

2) 施行予定日（案）：2013 年 6 月 3 日（月）

4 月 1 日以降に、以下の文書類の公示を開始する予定。

- 『JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー（IPv4）』
 - 『IP アドレス割り当て等に関する規則』(※ 3)
 - 『プロバイダ非依存アドレス割り当て規則』(※ 3)
 - 『歴史的経緯を持つプロバイダ非依存アドレス割り当て規約』(※ 3)
 - 『IPv4 アドレス移転申請手続き』3 種（国内移転用、国際移転・移転元用、国際移転・移転先用）
- (※3)上記の中で理事会承認を必要とするもの。

以上